

# 予算・決算特別委員会厚生教育分科会

日時：令和6年3月13日（水）

午前9時30分から

場所：第1委員会室

## 1 委嘱議案の審査

○議案第9号 令和6年度島田市一般会計予算

○議案第31号 令和6年度島田市一般会計補正予算（第1号）

## 2 その他

委嘱議案審査項目（予算・決算特別委員会 厚生教育分科会）

令和6年3月13日

① ○議案第9号 令和6年度島田市一般会計予算

【予算書頁】

{	第2表 債務負担行為中、	
	がん等集団検診委託 -----	17
	小学校県事務職員等パソコン賃借料 -----	17
	中学校県事務職員等パソコン賃借料 -----	17
	公民館施設パソコン賃借料 -----	17
	図書館基幹システム賃借料 -----	17

【予算に関する説明書頁/当初予算概要書頁/参考・図面頁】

〈歳 出〉

{	3款 民生費	
	1項1目 社会福祉総務費 -----	132~135/86~89/-
	2目 障害福祉サービス費 -----	134~137/88~93/-
	3目 老人福祉費 -----	136・137/92~97/-
	4目 地区改善費 -----	136・137/96・97/-
	5目 福祉館費 -----	136~139/96・97/-
	6目 国民年金事務費 -----	138・139/98・99/-
	7目 国民健康保険費 -----	138・139/98・99/-
	8目 介護保険費 -----	138・139/98~101/-
	9目 介護サービス費 -----	138・139/100・101/-
	10目 後期高齢者医療費 -----	138・139/100・101/-
11目 社会福祉振興基金費 -----	138・139/100・101/-	
{	2項1目 児童福祉総務費 -----	138~141/100~105/-
	2目 児童手当費 -----	140・141/104・105/-
	3目 母子福祉費 -----	140・141/104・105/-
	4目 児童福祉施設費 -----	140・141/103~107/280
	5目 心身障害児援護費 -----	140~143/106~109/279

6目	保育所費	-----	142・143/110・111/－
7目	子ども・子育て支援費	-----	142・143/110～113/－
8目	少子化対策費	-----	142・143/112・113/－
3項1目	生活保護総務費	-----	142～145/112～115/－
2目	扶助費	-----	144・145/114・115/－
3目	生活困窮者自立支援費	-----	144・145/114～117/－
4項1目	医療福祉総務費	-----	144・145/116・117/－
2目	重度心身障害者医療費助成費	-----	144・145/116・117/－
3目	精神障害者医療費助成費	-----	144・145/116・117/－
4目	こども医療費助成費	-----	144・145/116・117/－
5目	ひとり親家庭等医療費助成費	-----	144・145/118・119/－
6目	未熟児養育医療費助成費	-----	144・145/118・119/－
5項1目	災害救助費	-----	144・145/118・119/－
4款	衛生費		
1項1目	保健衛生総務費	-----	146・147/118～121/－
2目	母子保健衛生費	-----	146・147/120～123/－
3目	感染症予防費	-----	146・147/122～125/－
4目	保健推進費	-----	146～149/124～127/－
8目	休日急患診療費	-----	148・149/128・129/－
10目	病院費	-----	150・151/130・131/－

休憩（説明員の入替）

②

10款	教育費		
1項1目	教育委員会費	-----	172・173/188・189/－
2目	事務局費	-----	172～175/188・189/－
3目	教育研究推進費	-----	174・175/188～191/－
4目	学校教育諸費	-----	174・175/192・193/－
5目	学校施設整備基金費	-----	176・177/192・193/－
6目	青少年教育基金費	-----	176・177/192・193/－
7目	交通遺児育英基金費	-----	176・177/192・193/－

}	2項1目	学校管理費	-----	176・177/192~195/—
	2目	教育振興費	-----	176・177/194~197/—
	3目	学校建設費	-----	176・177/196・197/297
}	3項1目	学校管理費	-----	176~179/196・197/—
	2目	教育振興費	-----	178・179/196~199/—
	4項1目	幼稚園費	-----	178・179/198・199/—
}	5項1目	社会教育総務費	-----	178・179/198・199/—
	2目	青少年育成費	-----	178~181/200・201/—
	3目	生涯学習推進費	-----	180・181/202・203/—
	4目	公民館費	-----	180・181/202・203/—
	5目	図書館費	-----	180・181/202~205/—
	9目	楽習センター費	-----	182・183/210・211/—
	10目	野外活動センター費	-----	182・183/210・211/—
	11目	山村都市交流センター費	-----	182~185/210・211/—
}	6項1目	保健体育総務費	-----	184・185/210~213/—
	2目	体育施設費	-----	184・185/212~215/—
	3目	給食費	-----	184・185/214・215/—

休憩（説明員の入替）

【予算に関する説明書頁】

③

〈歳入〉

}	13款	分担金及び負担金		
	2項2目	民生費負担金	-----	82・83
	4目	教育費負担金	-----	82・83
	14款	使用料及び手数料		
	1項2目	民生使用料	-----	82~85
	3目1節	保健衛生使用料中、		
		行政財産使用料（健康づくり課）	-----	84・85
	8目1節	教育総務使用料	-----	86・87
	2節	社会教育使用料中、		

学校施設使用料	86・87
公民館使用料	86・87
農村環境改善センター使用料	86・87
ふれあいセンター使用料	86・87
川根地区センター使用料	86・87
行政財産使用料（社会教育課）	86・87
行政財産使用料（図書館課）	86・87
3節 保健体育使用料	86・87

#### 15款 国庫支出金

1項1目 民生費国庫負担金	88~91
2項2目 民生費国庫補助金	90・91
3目1節 保健衛生費補助金	90~93
6目1節 教育総務費補助金	92・93
2節 小学校費補助金	92・93
3節 中学校費補助金	94・95
3項2目 民生費委託金	94・95

#### 16款 県支出金

1項1目 民生費県負担金	94~97
2項2目 民生費県補助金	96~99
3目1節 保健衛生費補助金	98・99
9目1節 教育総務費補助金	102・103
2節 社会教育費補助金中、地域学校協働活動推進事業補助金	102・103
3項1目2節 統計調査費委託金中、	
社会福祉統計調査委託金	102・103
教育統計調査委託金	102・103
4目1節 権限移譲事務交付金中、	
民生委員法事務交付金	102~105
療育手帳交付規則施行事務交付金	102~105
児童福祉法等事務交付金	102~105
就学前児童の教育等提供推進法事務交付金	102~105

17款	財産収入		
1項1目2節	建物貸付収入中、		
	行政財産建物貸付収入（健康づくり課）	-----	104・105
2目1節	利子及び配当金中、		
	社会福祉振興基金利子	-----	104~107
	学校施設整備基金利子	-----	104~107
	青少年教育基金利子	-----	104~107
	交通遺児育英基金利子	-----	104~107
18款	寄附金		
1項2目	民生費寄附金	-----	106・107
19款	繰入金		
1項5目	学校施設整備基金繰入金	-----	106・107
9目	交通遺児育英基金繰入金	-----	106・107
2項1目1節	特別会計繰入金中、		
	介護保険事業特別会計繰入金（地域支援事業費分）	----	108・109
	後期高齢者医療事業特別会計繰入金	-----	108・109
21款	諸収入		
1項1目1節	延滞金中、延滞金（保育支援課）	-----	108・109
3項1目	住宅資金貸付金元利収入	-----	108・109
4項2目	民生受託事業収入	-----	110・111
廃目	教育受託事業収入	-----	110・111
5項3目3節	心身障害者扶養共済収入	-----	110・111
4節	心身障害児等支援事業収入	-----	110・111
8節	民生雑入	-----	112~115
9節	衛生雑入中、		
	フッ化物塗布自己負担金	-----	114・115
	保健福祉センター光熱水費等分担金	-----	114・115
	太陽光発電等収入（健康づくり課）	-----	114・115
	市民コピーサービス複写代（健康づくり課）	-----	114・115
	電話料（健康づくり課）	-----	114・115
	実習生受入収入	-----	114・115
	健康講座受講料	-----	114・115
	災害救護班傷害保険精算金	-----	114・115
	歯周疾患検診自己負担金	-----	114・115
14節	教育雑入中、		
	太陽光発電等収入（教育総務課）	-----	116・117

電話料（教育総務課）	116・117
サタデーオープンスクール受講料	116・117
日本英語検定運営経費負担金	116・117
学校施設空調設備使用料	116・117
青少年事業受講料	116・117
市民・高齢者学級受講料	116・117
社会教育講座受講料	116・117
生涯学習推進事業収入	116・117
電話料（社会教育課）	116・117
社会教育施設電気使用料	116・117
社会教育施設光熱水費分担金（社会教育課）	116・117
社会教育施設光熱水費分担金（図書館課）	116・117
社会教育施設複写機等使用料	116・117
社会教育講座売払収入	116・117
市刊行物売払収入（図書館課）	116・117
図書館資料複写代	116・117
交流拠点施設光熱水費等分担金（こども館）	116・117
図書館カード再交付料	116・117
交流拠点施設電気使用料（喫茶室）	116・117
元日マラソン参加料	118・119
スポーツ教室等受講料	118・119
学校給食費保護者等負担金	118・119
過年度分学校給食費保護者負担金	118・119
親子料理教室受講料	118・119
学校給食納品書等売却収入	118・119
県学校給食会交付金	118・119
言語障害児指導相談事業補助金	118・119
保険料返還金（図書館課）	118・119
学校施設補償費	118・119

22款 市債

1項2目 民生債	118・119
7目1節 小学校債	118・119
2節 中学校債	118・119
3節 社会教育債中、過疎対策事業債（山村都市交流センター）	118・119

(追加議案)

○議案第31号 令和6年度島田市一般会計補正予算(第1号)

【予算に関する説明書頁/補正予算概要書頁】

}	〈歳 出〉		
	3款 民生費		
	1項12目 物価高騰対応重点支援給付金給付事業費	-----	8・9/4・5
	給与費明細書	-----	10~13/—
			【予算に関する説明書頁】
}	〈歳 入〉		
	15款 国庫支出金		
	2項1目 総務費国庫補助金	-----	8・9



# 低所得者支援及び定額減税を補足する給付について

年内・年明け以降速やかに開始

令和6年のできる限り早期に開始

【2】令和6年2～3月を目途に早期開始を目指す

低所得者の子育て世帯に、  
世帯内で扶養されている18歳以下の子に5万円/人を加算

住民税均等割のみ課税世帯に、  
住民税非課税世帯と同水準の10万円/世帯を給付

【3】令和6年度住民税情報等をもとに給付

新たに  
住民税非課税  
住民税均等割のみ課税  
となる世帯に、

現在のこれら世帯と  
同水準の  
10万円/世帯を給付

【4】令和6年に入手可能な課税情報をもとに給付

定額減税しきれないと  
見込まれる方に、

- 減税額確定（令和7年3月確定申告）を待たず、令和6年に入手可能な課税情報をもとに、前倒しで給付

- 自治体の事務負担などを踏まえ、1万円単位で差額を給付  
※実績が判明し、「減税+給付」が不足する場合、追加支給

【1】年内にも開始

住民税非課税世帯に、  
1世帯7万円追加給付

自治体へ情報提供  
迅速支給をサポート

低所得の子育て世帯【2】

住民税均等割  
非課税世帯  
【1】

多くの自治体でこの夏以降  
3万円を目安に支援

住民税均等割  
のみ課税世帯  
【2】

新たに非課税等となる世帯  
【3】

定額減税しきれないと  
見込まれる方  
【4】

住民税所得割/所得税納税者

定額減税

1人4万円※×（本人+扶養親族）

※6年分所得税3万円、6年度分個人住民税1万円

（年収）

## 物価高騰対応重点支援給付金(低所得者支援分)の概要

## 1 事業概要

物価高騰に対する低所得者への支援として、令和5年度住民税均等割のみが課税されている世帯に対して、1世帯当たり10万円を支給する。併せて、令和5年度住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯へ、当該世帯の世帯員である18歳以下の児童1人当たり5万円を支給する。

## 2 対象者 ※基準日(令和5年12月1日)

## (1)住民税均等割のみ課税世帯

基準日において島田市に住民登録があり、世帯全員が令和5年度住民税均等割のみ課税者で構成される世帯、または令和5年度住民税が均等割のみ課税者と均等割非課税者で構成される世帯

※住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。

・申請期間(案):令和6年3月下旬～令和6年5月31日(2か月程度)

・対象者数: 約 2,500 世帯(見込み)

## (2)低所得者の子育て世帯への加算

令和5年度住民税均等割非課税世帯及び令和5年度住民税均等割のみ課税世帯の給付対象者と基準日において同一世帯となっている18歳以下の児童

※基準日の翌日以降に、生まれた新生児や別居している児童を扶養している場合は対象

・対象児童数 1,124人(見込み)

## 3 必要経費(補正予算案)

(単位:千円)

区 分	説 明	予算額	内 訳	
			令和5年度	令和6年度
事業費 (給付金)	(1) 2,500世帯 × @100 = 250,000 (2) 1,124人 × @50 = 56,200	306,200	—	306,200
事務費	令和5年度: システム開発等 令和6年度: 人件費等	9,150	6,403	2,747
計		315,350	6,403	308,947

## 4 経費負担 ※国庫支出金 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金「給付金・定額減税一体支援枠」

## 5 スケジュール(案)

3月 【システム開発等委託】  
システム開発完了後、対象者抽出・通知発送準備

3月下旬以降 個別通知発送

4月 受付・随時振込  
(随時) 給付金に関する広報(市HP・広報しまだ)

## ※令和6年度補正予算案の審議日程

3月7日(木) 議案送付  
3月12日(火) 議案質疑  
3月13日(水) 予算決算特別委員会(厚生教育分科会)  
3月27日(水) 2月市議会定例会最終日議決(当初補正予算案)